

「二十歳（はたち）を祝うつどい」サポーターグループ設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市「二十歳（はたち）を祝うつどい」（以下、「本行事」という。）の開催にあたり、広く青少年層から意見や要望等を聞くとともに、青少年層が企画の提案や協力参加等を行うことにより、本行事を身近で親しみのある行事とするため、川崎市「二十歳（はたち）を祝うつどい」企画実施委員会設置要綱第7条の規定により、「二十歳（はたち）を祝うつどい」サポーターグループ（以下、「サポーターグループ」という。）を設置する。

（事業）

第2条 サポーターグループは、川崎市「二十歳（はたち）を祝うつどい」企画実施委員会（以下、「委員会」という。）と協力しながら、次の事業を行うものとする。

- (1) 本行事に係わる意見や要望等の提案
- (2) 本行事に係わる広報や案内
- (3) 本行事に係わる事業協力ならびに自主的活動
- (4) 前3号を実施するための会議の開催
- (5) その他、開催に必要な事項

（組織）

第3条 サポーターグループは、市内在住・在学・在勤のいずれかを満たす16歳から25歳程度までの人で、第1条に掲げる目的を理解し、協力できる人を公募または青少年団体等からの推薦により募集した「二十歳（はたち）を祝うつどい」サポーター（以下、「サポーター」という。）により組織する。

- 2 サポーターグループには、代表1名、副代表2名以内を置く。
- 3 代表、副代表の選出はサポーターの互選とする。

（代表等の職務内容）

第4条 代表は、組織を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 代表及び副代表は、サポーターグループを代表して委員会の委員となる。

（会議）

第5条 サポーターグループの会議は必要に応じて代表が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

（事務局）

第6条 サポーターグループの組織には事務局を設置し、事務局は、川崎市子ども未来局青少年支援室におく。

（設置期間）

第7条 サポーターグループの設置期間は、サポーターグループの第1回の会議の日から当該年度の3月31日までとする。

（その他の事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、サポーターグループの運営について必要な事項は、サポーターグループの会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。